

スウェーデンにおけるアルコール問題

菱村 将 隆

(国立療養所久里浜病院アルコール科)

1. まえがき

長い厳しい冬の眠りから覚め、木々の一葉までもが、春の陽ざしを浴び、生命を吹き返す5月の初め、我々“混成部隊”はスウェーデンを訪れた。この混成部隊は11人のメンバーで、精神科医5名と北海道の断酒会会員及びその妻らで構成され、年令も78才を頭にまちまちであったが、今日スウェーデンの断酒会(レンカルナ)からの招きをうけて、5月2日にモスクワ経由で成田を出発することになった。チームリーダーを除いては、皆初めてのスウェーデンに、各々のメンバーは、期待と一抹の不安を胸に旅立ったのであった。折しもスウェーデンでは、史上空前のストライキが始まっているという情報を受けたが、“乗りかかった飛行機”ということで、広大なシベリア大陸を横断し、十数時間後にコペンハーゲンの空港へ到着した。そこには、レンカルナの編集局長が、人なつこい笑顔をもって、我々一行を出迎えてくれた。

彼は、日本へも数回訪れたことがあり、すでに日本の断酒会と親交があるらしく、日本製のカメラを胸にさげ、冗談まじりの英語で、我々の不安を解消させてくれた。さっそくフェリーで対岸の、スウェーデン第3の都会であるマルメ市(人口30万人)に、夜の11時頃到着した。型どりの税関を終えると、そこには数人のレンカルナのメンバーが、我々一行を暖かく出迎えてくれ、お互いに拙い英語で自己紹介をすませると、一路彼らの居住地であるイースターという人口1万6千人の小さな町へ、レンカルナ所有のマイクロバスで、訪れることになった。北歐

の澄んだ星空を見ながら、ハイウェイを走り続け、約40分で、その日の宿となるレンカルナのサマーハウスへ到着したのは、すでに午前零時を回っていた。一行は念願のスウェーデンの地に、やや興奮気味であったが、イースターのレンカルナのメンバーが用意してくれたコーヒーとサンドイッチで腹を充たし、明日からの日程の説明をうけ、スウェーデンの第一夜を過ごした。このハウスは、百年前に建てられ、ある資産家の別荘であったものを、最近レンカルナが、国から安く買い受けたとのことであった。ここは、夏だけ開放され、メンバーが、三々五々集まり、一つの社交場的なものとしての機能をもち、ある種のコミュニティを形成していた。もちろん、そこでは、ミーティングも定期的に行われるが、その他に、家族同伴でやってきては、卓球、ビンゴ、ビリヤード等の遊びが行われるように配慮されていた。翌日は、メンバーの家庭に招待され、スウェーデンの家庭を覗くことができたが、あらためて生活レベルの高さに驚かされ、これが“もとアル中”かと疑える程の生活内容であり、我々一行は、まず第一弾のカルチュラルショックを味わった。その日は、我々のために、歓迎パーティが催され、この町のメンバー40名、その家族を含めると約80名近くの人々が集まり、楽しいひとときがもたれた。中年以上の人々では、英語を話せる人は少なかったが、それでもお互いの意思が通じるのか、ことに同行の断酒会のメンバーは、しばらくすると、レンカルナの人々と仲良くなり、ジュースで乾杯する光景もみられた。やはり、同じアルコールの問題で苦しみ、戦っているという共通の意識が、彼らに連帯感を持たせている

のであろうか?。その夜は、遅く迄小さな国際親善が続き、何万キロも離れた北欧の地で、思い出深い時を過ごした。このように、当地の人々からの暖い歓迎をうけながら、我々一行は、スウェーデン各地の、レンカルナの施設、病院等を訪問し、アルコール問題を考えながら、2週間の旅を続けることになるのである。

2. アルコール問題の歴史

ここで、スウェーデンにおけるアルコール問題について、少し触れてみたいと思う。スウェーデンは、45万平方キロの国土(日本の1.2倍)に、820万の人々が生活しており、鉄鋼石、木材、水資源に恵まれ、ボルボで代表される高級車や優秀な機能を装備したジェット戦闘機を、自国で生産し、小国ながら工業化の進んだ国である。ご承知のように、この国は、高度の福祉国家として発展をとげ、世界各国から福祉の手本とされているが、すでに19世紀から、重大なアルコール問題をかかえており、19世紀半ばには、スウェーデンの内科医Magnus Hussにより、alcoholismの用語が提唱されている。当時から、temperance movement(禁酒運動)は、盛んに活動し、それなりの影響を行政に与えてきた。1828～1850年には、400以上の禁酒団体が存在していたが、禁酒主唱の重要な目標は、アクアビット(蒸留酒)との戦いであった。その後、ビール・ワインは適当な範囲で許されたため、1850～1880年にかけては、禁酒運動は沈滞化してきたが、19世紀後期の工業化の躍進は、新しい勢いを与え、total abstinenceを推奨し、同時に社会民主党と労働者層が組合を通して、酒害のキャンペーンを実施した。しかし、その後、アルコール乱用に対する発生要因への異なる考えと、治療方法への異なった需要は、従来の禁酒運動と労働者の動きとの間に不一致を生みだした。20世紀を通して、アルコール政策は、論争の的であり、製造、販売に対し、さまざまな禁止令、制限、規則が強制的に施行されてきた。まず1922年に、国民投票によって、Bratt Systemという制度が確立された。その内容としては、①ア

ルコール産業の国営化、②個人消費のコントロール、③アルコールの治療に関する法律、以上の3点に大別できる。①については製造から販売にいたるまで、全て国家が、これを行ない、直接的なコントロールを主眼としたものである。②の方法としては、25才以上の男性にのみ配給手帳を配り、1カ月間の量的制限を定めたもので、いわば配給制に近いものである。このようなBratt Systemが、続けられるのであるが、時代の変遷とともに、1954年Temperance Actにより、治療の制度化(委員会に、アルコール乱用者である旨の報告があれば、それを調査の上で、治療を勧めたり、強制的に行ったりする)をもって、1955年に、Bratt Systemは廃止されるのである。これは、一応治療という歯止めを、もうけた上で、これまでの配給制から、個人の自由と責任において、飲酒を許容するという政策の変更であった。このBratt Systemにかかわって、導入されたものは、類別課税による消費抑制である。もちろん税収入の増加も意図され、歳入の5%以上が酒税であった。スウェーデンでは、昔からアクアビット(40度)と呼ばれる蒸留酒が、多飲されていたが、高濃度から低濃度への消費転換を計るために類別課税とした。しかしながら、平等を重んじる国民性からであろうか、低所得者層に対する民主主義的な問題や、家庭密造を減少させるために、この法律は廃棄に至るのである。しかしながら、そういった状況でも、枠組みは、保たれており、System Bolagetと呼ばれる国営の酒屋でしか購入できず、しかも20歳以上に制限されていた。その他、レストランでの飲酒は、さらにある年齢以上に限られていた。スウェーデンでは、ビールの消費量は、それ程高くないが、1965年に、light beer(2.8%)に加え、medium beer(3.6%)が出回り(これらのビールは、一般の店でも購入できる)、導入後10年間で消費量の増大をもたらし、特に若年者が常飲するようになってきたため、大きな社会問題視されるようになった。そのため、1977年には、medium beerは廃止されることになったのである。消費量が増えれば乱用者も増加すると

海外の動き

いう理論から、スウェーデンにおける基本的なアルコール対策の目標は、総量抑制であり、その他考えられる限りの予防的措置が講じられ、特に情報と教育に対しては、政府からの援助が保証され、我々が世話になったレンカルナにも毎年相当額の補助が、国から供与されるとのことであった。スウェーデンでは、こういった民間団体のアルコール問題に対する姿勢は、きわめて前向きであり、それは、先にも述べたが、19世紀からの歴史に根づいたものであると思われる。

3. アルコール問題の現状

今回の訪問で、現在のスウェーデンにおいて、一体どれだけ数の“アル中”がいて、それから引き起こされる問題及び、それらに対処する社会の取り組み方はどうであるかということについて、知り得た範囲内で述べてみたいと思う。“アル中”の数を正確に把握することは、非常に困難であるが、これ迄の研究によると、スウェーデン全体で、約30万人といわれてきた。しかし、最近では、50万人（15才以上の飲酒人口の10%）に達しているという答えも得られ、いずれにしても、相当数の人々がアルコール問題をかかえていることに間違いのないようである。行政当局者は、もちろんのこと、一般市民に至るまで、このアルコール問題を認識し、国家の重大事だと気づいていながら、どうすることもできないというのが、現状かもしれない。ここで、統計上におけるアルコール症者の実態をみてみよう。図1は、1962～1975年迄の各年度における人口10万人あたり、精神科で入院治療を受けた人々を退院数で示したものであるが、1962年を100とすると、1975年には218と増大し、男女別にみると、男性が171%、女性が65%の増加となっている。この最大の理由は、alcoholismのためである。alcoholismが全体に占める割合は、1962年度で、10%であったが、1975年度には、35%以上にも増加している。ある精神病院の医師は、最近では、新患の半数が、アルコール症の患者で占められてきたとあって、嘆いていた。この増加は、なにも精神科に限ったことでは

なく、救急外来の半数が、“アル中”患者で、殊に、日曜日の夜から月曜日にかけて顕著であるらしく、土曜日の午後から月曜日の朝9時までアルコール飲料を購入できないスウェーデンの実情からみると、離脱時の症状をも含めた患者が、受診するため、そのような奇妙な、しかし、ある面で当然の現象が起きるのであろうと、うなずけるのである。次に表1は、1975年におけるalcoholismのために入院治療を受けた人々を退院数で示したものである。まず注目されることは、若年者と女性が多いことで、15～19才では、女性が、26%を占め、20～24才で16%、25才を過ぎると10%前後で平均している。また、30才未満の患者が男女合わせて、全体の15%を占めていることも、日本とは、大きく相異なるところである。この様に、数字からみても、すでに、好ましからざる将来の姿が、少しずつ、はっきりと映しだされつつある気がしてならない。

4. 考察

以上述べてきた様に、今やスウェーデンで、大変な社会問題となりつつある、否、すでになってしまったアルコール問題であるが、何故に、この様な現象が、生じてしまったのであろうか？。今回の旅行中、ずっとこの疑問が、私の頭から、離れ得なかった。1976年度の飲酒統計では、国民一人当たりのアルコール消費量は、スウェーデンが世界で26位、日本が27位で、ほぼ同じ程度であるのに、アル中の発生数は、比較にならない程、スウェーデンに多いのである。ここでは、恐縮ながら私なりに得た結論を述べさせて頂くことにしたい。スウェーデン人は、よく孤高の民族と言われるように、誇り高く、愛国心に燃え、その反面淋しがりやで孤独にひとりやすい国民性を持っている。そういった国民性と厳寒で、かつ暗く長い冬をもつ気候風土が、アルコールに陥りやすい条件をつくりだしているのではないだろうか？。しかし、旅を続けていくうちに、もっと他の要因があるように思えた。それは第一に、人生への生き甲斐であろう。この国の人々は、恵まれすぎているゆえに、この大切な柱を、失っているのではな

いだろうか。彼らの目標は何かと尋ねると、大部分の人から返ってくることは、「別荘とヨットを持つことである」といった内容である。また、スウェーデンは、高福祉の代償として、税金が高いことで有名であるが、このことも大きな原因と思われる。普通の労働者でも、30%以上が税金で持ってゆかれ、残業をしても、その75%は、税金だということで、労働意欲を減退させている。ある有名な作家の前年度の収入に対する税金は、その年の収入の100%を超えていたという話も聞かれた。昨年では、テニスのボルグも税逃れのために、国外へ移ったとのことである。こういった傾向は、特に若者に強く、ストックホルムの広場で出会った17才の少年は、世の中全てのものがおもしろくないといながら、昼間からビールに酔いしれていた。第2に、家庭問題が考えられる。元来、個人主義の確立したお国柄であるが、最近では、親子関係でさえも疎遠化が進み、夫婦の離婚率上昇とも相まって、家庭崩壊が、徐々に進行している。その結果、各々は、なお一層、孤立・孤独感に襲われるのではないだろうか？。第3には、飲酒層の偏在化が進んでいるのではないかということである。スウェーデンでは、日本的な街中の飲み屋は、見られず、パーティにしても、日本程アルコール飲料は付きものではないことなどから、我が国と較べると、大量に飲む層と少量しか飲まない層の二極構造の形態をとっているのではないかということである。逆に言うと、消費されたアルコールが高率にアル中発生の源となっている可能性が高いということである。第4は、厳しい販売規制、高価格のために、数字にあらわれないアルコールが飲まれていることである。まずその一つとして、メチルアルコールである。今や日本では、考えられないことであるが、1975年マルメのアルコールクリニックに訪れた救急外来約1万人中、約7%のメチルアルコール中毒がいるということである。その他密造・密輸の問題も存する。これだけ高価格(表2)であれば、当然のことながら家庭密造や、ある種の人々による密造・密輸が生じてきて、ある推計によると、このような非合法的なアルコールは、全体の15%

を占めるとのことである。他にも、種々な要因は、あるであろうが、主たるところは、上述した点にしばられるように思う。

5. あとがき

現在、スウェーデンは、アルコール政策でも、国をあげて大実験しているが、その効果は仲々実り難い様である。おそらく、今後も、次々と新しい法が施行されるであろうが、少なくとも、今やレンカルナをぬきにしては、アルコール行政は語れない様である。幸運なことに、5月10日に、ストックホルムにおいて、レンカルナ35周年記念の市街デモ行進に参加できた。

市民にアルコールの害を、「もとアル中」の彼らが訴えている光景に接し、感動を覚えると同時に、今後のアルコール医療の中で、彼らの組織が果たす役割が如何に重要なものであるかの認識を、さらに深めさせられた。その夜の記念パーティでは、厚生大臣(Social minister)が、わざわざ出席し、2時間余りも、メンバーと談笑するなど、日本では考えもつかないことで、そういった面からも、この国の行政の力の入れようが感じられた。最後に、レンカルナの編集局長の語った言葉が、今でも私の脳裡に残っている。それは、「我々は、国から多大な援助を受けているが、しかし、我々は、その援助の何倍にもして、国に貢献している」という自信にあふれた言葉であった。

海外の動き

Discharges 1962-1975 (transferred and
Fig. 1. decreased excl) per 100,000 population

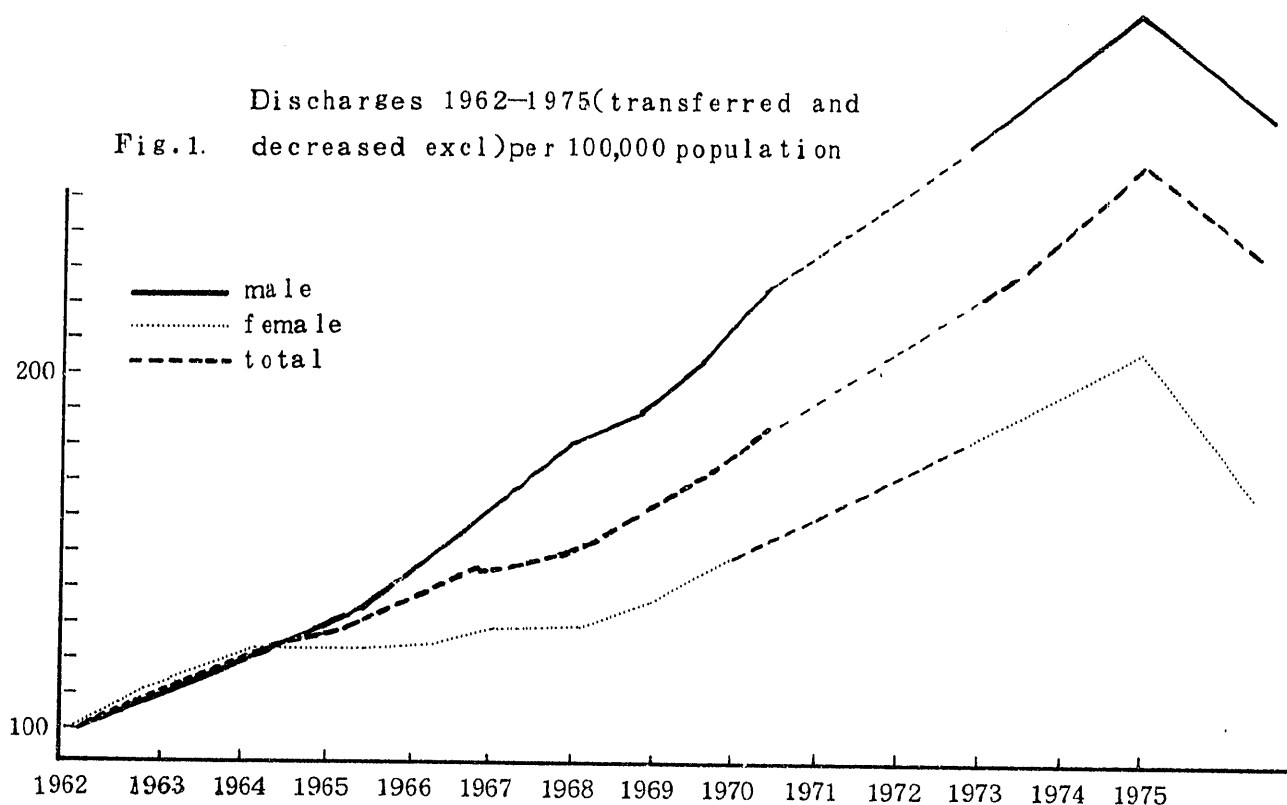


Table 1. Discharges 1975 (transferred excl), age at discharge and sex in Alcoholism

| Ages | 10-14 | 15-19 | 20-24 | 25-29 | 30-34 | 35-39 | 40-44 | 45-49 | 50-54 | 55-59 | 60-64 | 65-69 | 70 over | Total |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|
| total | 1 | 244 | 1583 | 3696 | 5204 | 5236 | 5290 | 5273 | 4492 | 2873 | 2087 | 1148 | 513 | 37640 |
| male | 1 | 180 | 1325 | 3277 | 4714 | 4746 | 4817 | 4757 | 4155 | 2640 | 1957 | 1063 | 461 | 34093 |
| female | - | 64 | 258 | 419 | 490 | 490 | 473 | 516 | 337 | 233 | 130 | 85 | 52 | 3547 |

Table 2.

The price of and tax per cl alcohol for different types of alcoholic beverage as charged in autumn 1977 are shown in the following table: (1 cr = 60 円)

| Type of drink | Alcohol content vol-% | Retail price cr/l | Tax ¹ cr/l | Tax in % retail price | Tax per cl alcohol crowns |
|-------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| Unspiced schnapps | 40 | 80.67 | 73.43 | 91 | 1.84 |
| Cheapest fortified wine | 18 | 27.33 | 20.58 | 75 | 1.14 |
| Cheapest light wine | 12 | 13.33 | 9.06 | 68 | 0.76 |
| Swedish strong beer | 5.52 | 8.33 | 4.82 | 58 | 0.88 |
| Swedish beer | 3.33 | 5.33 | 2.26 | 42 | 0.68 |

1 = Includes Value Added Tax

2 = 4.5 wt-%

3 = 2.8 wt-%